［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　前項の規定により調査事項の送信があつた場合において、当該送信を行つた調査対象法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、当該調査事項をその定める期限までに審査しなければならない。

（集計及び公表）

第十条　財務大臣は、受理した調査事項を審査集計し、所要の推計を行い、年次別調査の結果については、上期調査及び下期調査の結果を通算した上、調査対象年度の最終日の翌日から起算して七カ月以内に、四半期別調査の結果については、調査対象四半期の最終日の翌日から起算して三カ月以内に、それぞれ公表する。

（関係書類の保存）

第十一条　関係書類は、財務大臣が次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間保存する。

区分	期間
調査票	三年
結果原表	三十年
調査票を収録した電磁媒体	常用
結果原表を収録した電磁媒体	常用

3　財務大臣は、前項の規定による申請を受理したときは、電子情報処理組織を使用して申請者に本人確認符号を通知するものとする。

4　第二項の申請をした者は、申請を取り下げるとき又は申請内容に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。

5　第三項の通知を受けた者は、調査事項並びに識別符号及び暗証符号並びに第三項の規定により通知された本人確認符号を、前条第一項に掲げる表の上欄に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに入力し財務大臣に送信しなければならない。

6　前項の規定により調査事項の送信があつた場合において、当該送信を行つた調査対象法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、当該調査事項を審査し、財務大臣の定める期限までにその結果を入力し財務大臣に送信しなければならない。

（集計及び公表）

第十条　財務大臣は、受理した調査事項を審査集計し、所要の推計を行い、年次別調査の結果については、上期調査及び下期調査の結果を通算した上、「法人企業統計年報」として、調査対象年度の最終日の翌日から起算して七カ月以内に、四半期別調査の結果については、「法人企業統計季報」として、調査対象四半期の最終日の翌日から起算して三カ月以内に、それぞれ公表する。

（関係書類の保存）

第十一条　関係書類は、財務大臣が次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間保存する。

区分	期間
調査票	二年
結果原表	五年
調査票を収録した電磁媒体	五年
結果原表を収録した電磁媒体	五年

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。